

2020.4.1

医科点数表等に規定する回数を超えて診療(別に厚生労働大臣が定めるもの)を希望する患者さんへのお知らせ

平成28年6月24日告示において「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項」等が一部改正され、医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものにかかる療養費については、健康保険一部負担金とは別に料金をお支払いいただくこととなります。

記

1. 名称 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものの利用料

対象診療内容、料金(消費税込み)

	診療内容	料金
検査	前立腺特異抗原(PSA)	1回につき 1,364円

2. 実施するための必要要件

上記の診療を行うためには、患者さんからの申し出により、下記の条件に該当するかを医師が判断し、実施することが必要と認めた場合であって、患者さんから実施についての同意の文書で頂くことが必要となります。

・検査にあっては、患者の不安を軽減する必要がある場合

3. 実施年月日 平成29年6月1日から

国立病院機構
大分医療センター 院長

不明な点は、1階医事窓口でお尋ね下さい。